

諮問庁：国立大学法人福岡教育大学

諮問日：平成30年5月1日（平成30年（独情）諮問第22号）

答申日：平成30年6月28日（平成30年度（独情）答申第11号）

事件名：特定個人が受けたハラスメントに関する文書の不開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定個人Aから特定個人Bが受けたハラスメントに関する相談員への相談内容，調査内容，調査委員会，人権教育推進委員会等の記録，資料，メモ等の全て」（以下「本件対象文書」という。）につき，その全部を不開示とした決定は，結論において妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成30年1月24日付け福教大経政第535号により，国立大学法人福岡教育大学（以下「大学」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）審査請求書

平成30年1月24日（水）に法人文書不開示決定通知書を受け取り，確認いたしました。この処分内容では納得いきませんので，再度，請求いたします。

開示請求に対する不開示という処分庁の判断内容に納得いきませんので申請いたします。

##### （2）意見書

処分庁の不開示の判断には，全く納得いきません。何のために規定とハラスメント委員会があるのでしょうか。審査請求人のような〇〇の立場では，このようなハラスメントがあっても何もできないのでしょうか。目を瞑り我慢するだけなのでしょうか。

処分庁が今回の事を不開示にすることは全く納得のいかになく，とても憤りを感じております。

諮問庁の理由説明書の内容には，職員名が記載されていることが不開示の理由の一つになっていますが，実際に誰が何をしたのかと言う事が明確に又，明らかにしないことには内容もわからないと思います。審査請求人は大学に〇〇年勤めさせていただいております。

審査請求人のような〇〇は耐えるしかないのでしょうか。相手（特定個人A）は〇〇で、〇〇は守られて、〇〇は泣き寝入りをするしかないのでしょうか。

（略）

処分庁が開示を出来ない理由は、審査請求人には納得いかないものです。どうして処分庁は隠すのでしょうか。特定個人Aに何も罰がないのも悲しい限りです。

別紙資料1（略）は審査請求人が直接、大学のハラスメント相談員に相談した内容です。この資料は大学の調査委員会にも提出されたとのこと。参考にして下さいませ。

別紙資料2（略）は、ハラスメント現場にいた同僚が名前を出さないと条件で証言してくれた資料です。証言の文書を書いてくださった方は将来がある方なので処分庁には提出していません。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 不開示とした法人文書

職員Aから職員Bが受けたハラスメントに関する相談員への相談内容、調査内容、調査委員会、人権教育推進委員会等の記録、資料、メモ等の全て（本件対象文書）

#### 2 不開示決定とした理由及び原処分を維持する理由

本学では「男女雇用機会均等法」や「厚生労働省指針」に基づき策定した「福岡教育大学ハラスメント防止・対応に関する指針」において、プライバシー（秘密）と名誉の保護、二次被害の防止、人権の尊重について厳守することを明記している。当該法人文書はハラスメント調査に係るものであり、一部でも開示することで当該法律や当該指針に抵触することが考えられる。

当事者、関係者の個人情報、名誉や人権の保護などの観点から、ハラスメントの手続には厳格な守秘義務等が課せられており、内容等が一部でも公になるようなことになれば、今後ハラスメント等に関する事実調査を行うことが事実上不可能となる。このことから、当該法人文書は、法5条1号及び4号に該当すると判断し、全て不開示とする。

#### 3 その他

今回は当該開示請求を受付け不開示決定を行ったが、請求された法人文書の名称等の中には本学職員名が記載されており、法人文書の存否自体を答えることで、当該職員がハラスメント調査等に関わっていた事実が明らかになることに鑑みると、法8条に基づき、当該開示請求を拒否すべきであったとも考える。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年5月1日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁より理由説明書を収受
- ③ 同年6月7日 審査請求人より意見書及び資料を収受
- ④ 同月11日 審議
- ⑤ 同月26日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、その全部を法5条1号及び4号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し審査請求人は、原処分の取消しを求めていると解されるが、諮問庁は、原処分を維持するとしつつも、本件対象文書の存否自体を答えることで、特定職員がハラスメント調査等に関わっていた事実が明らかになることに鑑みると、法8条に基づき、当該開示請求を拒否すべきであったとしていることから、以下、検討する。

### 2 存否応答拒否すべきであったとしていることについて

(1) 本件開示請求は、ハラスメントの加害者（特定個人A）及び被害者（特定個人B）とされる特定の個人の氏名を明示した上で、当該ハラスメントに関する相談及び調査等に係る文書（本件対象文書）の開示を求めていることから、本件対象文書の存否を答えることは、特定の個人がハラスメントの加害者又は被害者であるという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものであると認められる。

(2) 本件存否情報は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、本件存否情報の公表慣行について改めて確認させたところ、諮問庁は、当該情報は公にされておらず、公にする予定もない旨説明していることから、法5条1号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書ロに該当するとすべき事情も認められない。また、特定個人A及び特定個人Bは同号ただし書ハに規定する公務員等であるが、当該情報は、当該個人の職務の遂行に係る情報であるとは認められないことから、同号ただし書ハにも該当しない。

(3) したがって、本件開示請求については、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することになるため、本来、法8条により開示請求を拒否すべきものであったと認められる。

しかしながら、処分庁は、原処分において本件対象文書が存在していることを明らかにしており、改めて原処分を取り消して法8条を適用す

る意味はなく，原処分は結論において妥当であるといわざるを得ない。

### 3 付言

本件対象文書の開示請求については，本来であれば，独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「独個法」という。）に基づく開示請求の対象となるものと考えられ，処分庁は独個法に基づく開示請求ができることなどについて開示請求者に教示すべきものと認められるが，当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，処分庁は開示請求者に対し，当該教示等は行っていないとのことである。

今後，自己情報について開示請求をしようとする者に対しては，独個法に基づく開示請求を行うことができる旨を窓口で説明するなど，適切な対応をすることが望まれる。

### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，その全部を法5条1号及び4号に該当するとして不開示とした決定について，諮問庁がその存否を答えるだけで開示することとなる情報は同条1号に該当するとして，その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったとしていることについては，当該情報は同号に該当すると認められるので，その全部を不開示とした決定は，結論において妥当であると判断した。

（第5部会）

委員 南野 聡，委員 泉本小夜子，委員 山本隆司